

コリアン・ジェノサイド／裕仁最初の犯罪を問う（1） 前田朗（朝鮮大学校講師）

関東大震災朝鮮人虐殺から101年目を迎える今年、ジェノサイドの最高責任者である摂政裕仁の責任について考えてみましょう。関東大震災朝鮮人虐殺の研究書は多数ありますが、100年間、誰も問うことのなかったタブーです。数人の研究者に尋ねてみましたが「まったく考えたことがない」と言います。

1923年9月1日、関東大震災が発生しました。東京横浜を中心に首都圏は崩壊し、大火災に見舞われ、大破局に陥りました。大混乱と恐怖のさなか人々は「朝鮮人が暴動を起こした」「朝鮮人が井戸に毒を入れた」といった流言に怯え、怒りに震え、関東一円で次々と朝鮮人を襲撃し、無残に殺害しました。

虐殺を煽ったのは警察と軍隊でした。各地で警察官が流言を広めただけでなく、内務省が全国に電報を打って朝鮮人暴動を大宣伝し、各地で自警団が組織され、集団犯行が広がりました。戒厳令発布により出動した軍隊の一部が朝鮮人を殺害し、自警団に「模範」を示しました。

日本政府は殺害を実行した民衆の刑事裁判を開いて、責任を民衆に押し付けました。確かに膨大な犠牲者を生み出した事件ですから、民衆責任を真剣に問う必要があります。

同時に、警察と軍隊の関与が明白ですから国家責任を問う必要があります。これまで多くの歴史研究者、市民運動家、日本弁護士連合会などが調査研究を進め、国家責任を追及しました。100年目の2023年にも数々の著書・論文が公表され、真相解明の努力が積み重ねられています。

植民地朝鮮半島で人民弾圧に手を染めた水野錬太郎内務相や赤池濃警視總監が、朝鮮人暴動の幻影に怯えて戒厳令を出し、虐殺が「公認」されて被害が拡大したことが知られています。水野や赤池の責任が論じられます。

しかし、戒厳令は水野や赤池が出したものではありません。内田康哉首相代理のもと閣議決定したのです。閣議で勝手に決定した訳ではありません。内田首相代理は宮中に参内して、摂政裕仁から裁可をもらって戒厳令を出したのです。そこに「朝鮮人暴動」のデマが書かれていました。大正天皇が病気のため皇太子裕仁が摂政の地位にあったのです。

大日本帝国憲法の下で最高権力者である天皇（及び摂政）の法的責任を問うことはできません。神聖不可侵とされていました。裕仁の責任を誰も考えません。天皇制イデオロギーに冒されています。

関東大震災朝鮮人虐殺はジェノサイドです。ジェノサイドは国際法概念です。言葉を「ジェノサイド」と呼び変えることに意味はありません。関東大震災ジェノサイドを国際法に照らして考えるなら摂政裕仁の最初の犯罪が見えてくるはずですが。

コリアン・ジェノサイド／裕仁最初の犯罪を問う（2）

関東大震災朝鮮人虐殺から100年、ジェノサイドという言葉が使われるようになりました。ジェノサイドが事件の本質を示すものと理解されるようになりました。しかし、言葉を変えただけでは意味がありません。

ジェノサイドと戒厳令の関係を見てみましょう。戒厳令について従来、水野錬太郎内相と赤池濃警視總監に焦点が当てられました。2人が戒厳令積極論者だったからです。同時に最高責任者としての摂政裕仁に焦点を当てる必要があります。なぜかこの点が全く議論されていません。9月2日の戒厳令は「行政戒厳」であったことが強調されますが、それで摂政裕仁の責任が免除されるはずがありません。

天皇に統帥権があり、陸海軍全体が天皇に服属します。戒厳令下では戒厳司令官が指定されます。国内法上の責任者は福田雅太郎関東戒厳司令官です。摂政裕仁の下での責任者という意味です。戒厳軍が犯罪を行えば、まず実行者、次に直属上官、さらには関東戒厳司令官に上官の責任を論じることになります。頂点に天皇（摂政）がいます。ただ国内法上は摂政裕仁の責任は問われません。大日本帝国憲法では天皇は神聖不可侵だからです。しかし国際法上は摂政裕仁について責任を論じる余地が生じます。ジェノサイドと呼ぶ意味はここにあります。

9月2日の出来事をどのように理解するべきでしょうか。土田宏成によると、戒厳令発布に至る過程は次の5段階です（土田宏成「関東大震災の政治と外交」『歴史評論』881号、2023年）。

（1） 9月2日午前9時、閣議が開催され、非常徴発令と臨時震災救護事務局の設置を決定しました。この時点で政府首脳は戒厳令の適用に慎重でした。

（2） 枢密院会議を開催できないため、浜尾新枢密院副議長や伊東巳代治枢密顧問官を訪問して、個別に了解をとりつけました。

（3） 内田康哉臨時首相と水野内相が摂政裕仁に拝謁し、12時頃、非常徴発令と臨時震災救護事務局の設置につき裁可を得ました。

(4) 官邸に戻った内田臨時首相は戒厳令の必要性を力説して、閣議決定しました。

(5) 内田臨時首相は再び摂政裕仁に拝謁し、12時45分頃、戒厳令の適用について裁可を得ました。その後、午後4時に山本権兵衛の組閣が完了して、山本内閣が成立しました。

午前の閣議では政府首脳は戒厳令に慎重でした。12時頃、非常徴発令と臨時震災救護事務局の設置につき摂政裕仁から裁可を得ました。そして午後の閣議で内田臨時首相が説得して、戒厳令を閣議決定しました。これまで大江志乃夫、松尾章一、土田宏成ら歴史学者は戒厳令発布を、もっぱら山本内閣の成立時期との関係で議論してきました。なぜでしょう。摂政裕仁の関与の意味を論じるべきではないでしょうか。

コリアン・ジェノサイド 裕仁最初の犯罪を問う (3)

1923年9月2日の戒厳令発布について、これまで歴史研究は山本権兵衛内閣の成立までの権力闘争に焦点を当ててきました。本当に問うべき問題に蓋をしてきたのではないのでしょうか。

第1に9月2日午前9時、閣議が開催されましたが、政府首脳は戒厳令の適用に慎重でした。水野錬太郎内相や赤池濃警視總監は「朝鮮人が暴動を起こしているので戒厳令を出すべきだ」と唱えましたが、閣議では戒厳令発布に至りませんでした。なぜでしょうか。朝鮮人暴動の証拠が何一つなかったからではないのでしょうか。その後もそうした証拠は存在しません。

第2に同日12時頃、内田康哉臨時首相と水野内相が摂政裕仁に拝謁しました。その後、官邸に戻った内田臨時首相は戒厳令の必要性を力説して、閣議決定に漕ぎ着けました。午前の閣議では戒厳令発布がまとまらなかったのに、午後の閣議ではすぐに戒厳令発布がまとまりました。朝鮮人暴動の証拠が出た訳ではありません。にもかかわらず閣議で速やかに戒厳令発布がまとまったのはなぜでしょうか。歴史資料からは不明ですが、考えられるのは、摂政裕仁が戒厳令を容認したことではないでしょうか。それ以外に政府首脳の判断を覆す理由があるのでしょうか。

第3に時間にも注意が必要です。午前の閣議を終えて、内田臨時首相と水野内相が12時頃に摂政裕仁に拝謁しました。そこから官邸に戻って、閣議で戒厳令発布を決定しました。内田臨時首相が再び宮中に出かけて再び摂政裕仁に拝謁し、12時45分頃、戒厳令適用の裁可を得ました。官邸と宮中を往復する時間を仮に20分とすると、残りの25分間で閣議の議論を覆したのです。これほど速やかに事態が進行したのは、摂政裕仁が戒厳令発布を

支持した、または容認したからではないでしょうか。それ以外にいかなる理由がありうるでしょうか。

第4に実際に出された戒厳令には「朝鮮人が暴動を起こした」旨が明記されています。水野内相と赤池警視總監が証拠もなしに唱えた朝鮮人暴動が、戒厳令に記載されたのはなぜでしょうか。12時頃に摂政裕仁に拝謁したのは内田臨時首相と水野内相です。歴史資料からは不明ですが、考えられるのは、水野内相が朝鮮人暴動を摂政裕仁に吹き込んだことです。水野内相の発言を軽率にも信じ込んだ摂政裕仁が「朝鮮人暴動ゆえに戒厳令やむなし」という理由づけに言質を与えたのではないのでしょうか。それ以外に合理的理由が考えられるのでしょうか。

なぜ歴史研究はこうした重要問題に蓋をしてきたのでしょうか。摂政裕仁の関与だけは認めてはならないからでしょうか。

コリアン・ジェノサイド／裕仁最初の犯罪を問う（4）

1923年9月2日の戒厳令発布について前々回（本紙1808号）に事実経過を確認したうえで、前回（本紙1811号）は論点を確認しました。今回は摂政裕仁の責任を検討しましょう。

第1に誤った情報に基づいて戒厳令発布の裁可をしたのではないのでしょうか。

午前中の閣議で水野内相が「朝鮮人暴動」を根拠に戒厳令を主張しましたが、その根拠がないため閣議は消極的でした。水野内相は事実根拠を示していません。昼に内田臨時首相と水野内相が摂政裕仁に拝謁した時、水野内相が具体的根拠を示したという歴史資料はありません。想像に基づいて「朝鮮人暴動」と述べたに過ぎないでしょう。これに対して摂政裕仁はどのように応答したのか資料からは判明しません。判明するのは、拝謁後に内田臨時首相が突如として戒厳令に積極的になり、昼の閣議で説得したことです。具体的情報がないのに、摂政裕仁はまじめに検証することなく水野内相の口車に乗ったのではないのでしょうか。摂政裕仁が水野内相に根拠を示すように求めれば、そこで話は終わったはずですが。

第2に戒厳令の文言です。

昼の閣議で決定された戒厳令に朝鮮人暴動の文字が入りました。内田臨時首相は2度目の拝謁の際に、戒厳令の文言を摂政裕仁に伝えたのでしょうか。それとも文言は内閣に委ねられたのでしょうか。資料からは事実が判明しません。前者であれば、摂政裕仁は誤っ

た情報に基づく戒厳令の文言を積極的に容認したことになります。後者であれば、摂政裕仁は情報の正しさや戒厳令の文言の正当性や適切性にはおよそ関心を持たなかったことになります。

第3に戒厳令下の軍隊の行動です。

横浜では9月1日夕方に朝鮮人暴動のデマが流れ、虐殺が始まっていました。しかし、その情報が内閣や宮中に届いたという資料はありません。9月2日の戒厳令発布後に軍隊が朝鮮人虐殺や排除・迫害に出たことが知られています。それと同時に警察も「朝鮮人暴動」のデマ拡散を始め、民衆はデマに煽動されて朝鮮人虐殺の挙に出ました。軍隊と警察と民衆による朝鮮人虐殺を助長したのは摂政裕仁ではないでしょうか。

第4に事後対応です。

朝鮮人暴動がなかったことが明らかになった段階で、摂政裕仁は「騙された」ことに気づいたはずですが、軽率にも水野内相の口車に乗せられて、誤情報に基づいて戒厳令を出してしまい、その結果、軍隊と警察と民衆が朝鮮人虐殺をしました。1923年12月国会でも質問がなされています。その段階で摂政裕仁は「なぜ誤った情報を伝えたのか」と内閣の責任を追及するべきでした。誤情報に基づいた戒厳令を撤回する必要がありました。そうした事実を裏付ける資料はあるでしょうか。

コリアン・ジェノサイド／裕仁最初の犯罪を問う（5）

昨年出版された姜徳相・山本すみ子編『神奈川県関東大震災朝鮮人虐殺関係資料』（三一書房、2023年）は神奈川県における朝鮮人虐殺の公的資料を収録しています。姜徳相は言うまでもなく関東大震災朝鮮人虐殺研究の第一人者です。山本すみ子は「関東大震災の朝鮮人虐殺の事実を知り追悼する神奈川実行委員会代表」です。

そしてもう一つ極めて重要な資料が収録されています。それは「神奈川方面警備部隊法務部日誌」です。戒厳令下、横浜において「朝鮮人犯罪」を調査するために派遣された陸軍法務官の日誌です。

戒厳令が発布されたのが9月2日です。その翌日の9月3日、陸軍法務官鈴木忠純は関東戒厳神奈川警備隊司令部要員及び第一師団軍法会議検察官を拝命しました。鈴木はその日のうちに横浜に赴き、翌日から調査を開始し、連日、現地調査を実施しました。2カ月余りの調査において、鈴木法務官は神奈川県知事、横浜市長、東京控訴院検事、横浜地裁裁判所長、関東戒厳司令官、陸軍省法務局長、秩父宮らと緊密に面会しています。「朝鮮人

犯罪」の証拠は見つからず、判明したのは朝鮮人虐殺でした。

9月19日、鈴木法務官は「犯罪容疑者処理報告書」を陸軍法務局長、関東戒厳司令部附湯原綱事務官、山田喬三郎第一師団軍法会議検察官に提出しました。

これを受けて9月21日、侍従武官陸軍歩兵少佐大島陸太郎がわざわざ出向いて、鈴木法務官に面会し「聖旨ノ伝達」をしました。正確に引用しておきましょう。

「午前九時侍従武官陸軍歩兵少佐大島陸太郎来着司令部ノ隣家高嶋邸ニ於テ聖旨ノ伝達アリタリ」

「聖旨」とは摂政裕仁の指令を意味します。本来なら天皇の指令ですが、大正天皇が病に倒れていたため、皇太子裕仁が摂政の地位にありました。摂政裕仁に情報を集約し、かつ摂政裕仁から指令が伝達されたことがわかります。

9月22日、鈴木法務官は横浜地裁次席検事、東京控訴院検事、司令部附陸軍歩兵大尉、憲兵長らと「朝鮮人犯罪捜査二千スル件ニ付長時間打合ヲ為シタリ」と記録されています。

9月24日、鈴木法務官は再び「犯罪容疑者処理報告書」を陸軍法務局長、関東戒厳司令部附湯原事務官、山田第一師団軍法会議検察官に提出しました。その後も鈴木法務官は多数の報告書を作成・提出しました。

9月30日、鈴木法務官は「朝鮮人ニ対スル内地人迫害二千スル件及犯罪容疑者報告」を提出しました。

そして10月10日には「摂政官殿下横浜横須賀震災状況御視察ノ為来浜セラレ」、司令官から状況報告を聴取しました。摂政裕仁が横浜を訪問したのです。

「神奈川方面警備部隊法務部日誌」はさまざまな観点から検討する必要がありますが、摂政裕仁について考えるためには、以上の資料をどのように読むかが重要になります。

コリアン・ジェノサイド／裕仁最初の犯罪を問う（6）

前回紹介した資料「神奈川方面警備部隊法務部日誌」（姜徳相・山本すみ子編『神奈川県関東大震災朝鮮人虐殺関係資料』三一書房、2023年）から判明することを確認しておきましょう。

第1に調査です。

戒厳令下、陸軍法務官が神奈川県横浜で「朝鮮人犯罪」（実際は虐殺被害）を調査したのです。戒厳令は東京北部・東京南部・神奈川（横浜）・小田原の戒厳4地区を指定しました。そのうち神奈川（横浜）で調査がなされたのです。他の3地区でも調査が行われたはずですが、3地区についても陸軍法務官等が任命され、各地で「朝鮮人犯罪」調査をし、報告書を提出したことでしょう。いずれも秘密とされたまま公表されていません。

第2に報告書提出です。

鈴木忠純法務官は戒厳部に多数の報告書を提出しました。鈴木法務官は9月16日、19日、24日、28日、30日、10月3日、5日に報告書を提出しました。9月16日、19日、24日、28日、30日、10月5日は「犯罪容疑者処理報告書」です。10月3日は「法務ニ関スル概況報告書」です。

9月19日の日誌には「災害ニ基因スル鮮人ニ関スル事件調査報告書提出方ヲ各部隊ニ通達シタリ」と記載されています。戒厳部で報告を共有したのです。

第3に「鮮人ニ対スル内地人迫害」「鮮人虐殺」です。

9月30日、「鮮人ニ対スル内地人迫害ニ干スル件及犯罪容疑者報告」、10月4日、「横浜市青木町栗田谷岩崎山鮮人虐殺ノ跡ヲ視察シタリ」、10月5日、「陸軍法務官鈴木忠純ハ憲兵長植木鎮夫ト共ニ横浜市青木町栗田谷岩崎山ニ到リ再ヒ鮮人虐殺ノ跡ヲ視察シ憲兵長ト種々打合ヲ為シタリ」とあります。

鈴木法務官は「朝鮮人犯罪」調査のために横浜に赴いたのですが、「鮮人ニ対スル内地人迫害」「鮮人虐殺」の証拠を発見したのです。

鈴木法務官だけでなく植木憲兵長も同行して「鮮人ニ対スル内地人迫害」「鮮人虐殺」の現場を視察しました。日誌において「鮮人虐殺」という言葉が2度用いられています。戒厳部内で「鮮人虐殺」という言葉が用いられたことがわかります。

第4に摂政裕仁の横浜視察です。

10月10日、「摂政宮殿下横浜横須賀震災状況御視察ノ為来浜セラレ」、司令官から状況

報告を聴取しました。震災から40日を経た時点で摂政裕仁がわざわざ横浜を訪れたのです。報告の内容はわかりませんが、「鮮人ニ対スル内地人迫害」「鮮人虐殺」が報告された可能性が高いと考えられます。最重要事項だからです。

従来、日本政府が調査をしなかったかのように考えられてきましたが、誤りです。日本政府は朝鮮人虐殺を調査し、いくつもの報告書を保持していたのです。速やかに調査して悲惨な虐殺を確認したからこそ徹底的に隠蔽したのです。隠蔽後に摂政裕仁は安心して横浜を訪問しました。

コリアン・ジェノサイド／裕仁最初の犯罪を問う（7）

資料「神奈川県警備部隊法務部日誌」（姜・山本編『神奈川県関東大震災朝鮮人虐殺関係資料』）によると、関東大震災朝鮮人虐殺について鈴木忠純法務官は戒厳部に多数の報告書を提出しました。現在、日本政府は記録がない、資料がないと言いますが、実は調査結果が摂政裕仁に報告されたのです。鈴木法務官の日誌は「鮮人ニ対スル内地人迫害」「鮮人虐殺」と記しています。

重要なのは9月19日から22日の経過です。じっくり考えましょう。

9月19日、鈴木法務官は「犯罪容疑者処理報告書」を陸軍法務局長等に提出しました。これを受けて9月21日、侍従武官陸軍歩兵少佐大島陸太郎がわざわざ出向いて鈴木法務官に面会し「聖旨ノ伝達」をしました。

「午前九時侍従武官陸軍歩兵少佐大島陸太郎来着司令部ノ隣家高嶋邸ニ於テ聖旨ノ伝達アリタリ」

「聖旨」とは摂政裕仁の指令です。

日付に注目しましょう。19日に鈴木法務官は横浜で報告書を提出しました。その報告書は翌20日に宮中に届いたのです。報告書そのものではないかもしれませんが、少なくともその要旨が摂政裕仁に報告されました。だから21日に大島侍従武官が東京から横浜にやってきたのです。震災後の混乱と道路事情を考えると、鈴木法務官と同様に東京から横浜へ海軍の船で移動した可能性が高いです。20日夜に横浜港に着いて、21日朝に下船したのでしょう。それゆえ21日午前9時に大島侍従武官は鈴木法務官と面会できたのです。摂政裕仁に速やかに情報を集約し、かつ摂政裕仁から直ちに指令が伝達されたことがわかります。

摂政裕仁の「聖旨」を伝達された鈴木法務官は、9月22日、横浜地裁次席検事、東京控

訴院検事、司令部附陸軍歩兵大尉、憲兵長らと「朝鮮人犯罪捜査二関スル件二付長時間打合ヲ為シタリ」。

その内容は不明ですが、朝鮮人犯罪の調査のために横浜に来てみると、実際に発見したのは朝鮮人虐殺の証拠でした。そこで報告書を提出したところ、摂政裕仁から「聖旨」が届きました。前代未聞の出来事です。鈴木法務官は驚愕したはずですが。摂政殿下から「聖旨」が届くなどということは、想像したこともないはずですが。次にどうするべきか、自分一人では判断できません。だから22日に「長時間打合」が必要となったのでしょう。

「聖旨」の内容は不明です。確認すべき状況証拠の第1は前代未聞の重大事態であるがゆえに「聖旨」が出されたことです。第2は、ここで重大事態とは朝鮮人犯罪ではありません。民間人による朝鮮人虐殺でもありません。日本軍や警察による朝鮮人虐殺が起きたことを、宮中は重大事態と受け止めたのでしょう。第3は「長時間打合」です。「聖旨」に従うために「長時間打合」をする必要があったのです。戒厳部はどのような意思統一をしたのでしょうか

コリアン・ジェノサイド／裕仁最初の犯罪を問う（8）

前回までの要点は次の2つです。

第1に9月2日、摂政裕仁は、朝鮮人暴動のデマを唱えた水野内相らの言を受けて戒厳令発布を裁可しました。戒厳令が朝鮮人虐殺を加速させたことはよく知られています。デマが判明した後も戒厳令を撤回しませんでした。デマについて責任追及をした記録はありません。

第2に戒厳令下、陸軍法務官が神奈川県横浜で「朝鮮人犯罪」を調査し、朝鮮人犯罪ではなく「朝鮮人虐殺」の証拠を発見しました。法務官が報告書を戒厳部に提出するや、翌日、摂政裕仁の側近である侍従武官が横浜に飛んできて「聖旨」を伝達しました。その内容は不明ですが、聖旨を受けた法務官は戒厳部で長時間の打ち合わせをすることになりました。その後、戒厳部及び政府は朝鮮人虐殺をもみ消しました。

以上の2つから、摂政裕仁には関東大震災朝鮮人虐殺の発生と事後処理の両方に関与したことが明らかです。虐殺そのものではありません。虐殺を誘発・助長させたこと、及び虐殺をもみ消したことについて責任を論じることができます。

ここで参照すべきは上官の責任の法理です。上官の責任の法理は一般には知られてい

ないかもしれませんが、国際法では良く知られた考え方です。戦争犯罪やジェノサイドを裁くための国際刑事裁判所規程にも明文規定があります。

第2次大戦時の山下奉文事件をはじめとするマニラ軍事法廷判例は有名です。フィリピン方面軍最高司令官だった山下奉文は「マレーの虎」の異名で知られます。山下は指揮下にある一部隊に部分的撤退を命じましたが、命令に反して撤退が行われず、山下司令官が山岳地帯に孤立したため、他の司令官との情報伝達ができませんでした。それゆえ自分の部隊に大規模な犯罪の実行を許してしまいました。自分の部隊を統制できなかったことから監督義務違反に問われました。軍事法廷で死刑判決が下され、1946年2月23日、山下は処刑されました。

第1次大戦後のライプチヒ裁判でも、第2次大戦後のナチスドイツに対する軍事裁判（最高司令部事件、人質事件、マイヤー事件）でも、部下の犯罪について軍司令官に責任を認めました。1990年代以後の旧ユーゴスラヴィア国際刑事法廷でも同様の判決が相次ぎました。1998年の国際刑事裁判所規程に集約されました。

上官の責任とは、ジェノサイドや人道に対する罪等について、自分の命令・監督の下にある軍隊が犯罪を行ったこと、適切な指導監督が欠如していたことを条件として、部下が犯罪を行っていることや、行おうとしていることを知っていたこと、又は犯罪が行われたのに、その防止や処罰のために必要な措置をとらなかった場合、上官に責任を問う法理です。

関東大震災ジェノサイドについて摂政裕仁に上官の責任の法理を適用することができるのではないのでしょうか。

コリアン・ジェノサイド／裕仁最初の犯罪を問う（9）

国際法における上官の責任の法理をもう少し考えてみましょう。

軍隊は組織的に行動します。上からの命令に基づいて必要な行動をとらなくてはなりません。上官は日頃から部下を教育・訓練し、適切に指示して規律を維持しなければなりません。部下が犯罪をしているようでは、軍の組織的行動が阻害されます。ですから上官には部下の行動についての監督義務が生じます。

他方、部下は上官の命令通りに動かなくてはなりませんが、だからと言って、犯罪をするように命じられた場合に唯々諾々と従ってはいけません。上官の違法命令に従ってはな

らないのです。

「上官の責任」についても「上官の違法命令」についても国際法はこれを規律するルールを定めてきました。

上官の責任はあらゆる場合に適用されるわけではありません。第1にジェノサイドや人道に対する罪等の国際犯罪が焦点となります。

第2に自分の命令・監督の下にある軍隊が犯罪を行ったこと、適切な指導監督が欠如していたことが条件になります。

第3に部下が犯罪を行っていることや、行おうとしていることを知っていたこと、又は知る理由があったことが必要です。知らなかったことについて責任は生じませんが、知っているべきだったのに不注意や怠慢で知らなかった場合には責任が問われます。「秘書がやった。自分は知らなかった」という幼稚な言い訳は通りません。

第4に犯罪が行われたのに、その防止や処罰のために必要な措置をとらなかった場合、上官に責任を問うことになります。防止義務や処罰義務を果たせば上官自身の責任は問われません。

第2次大戦後に行われた軍事法廷では上官の義務違反が次の点を基に検討されました。

- (1) 軍隊の活動が国際法に合致して実施されたことの報告を行う。
- (2) 関連する実行が戦争法規に合致するように命令を発する。
- (3) 犯罪行為に抗議し、批判する。
- (4) 部隊による虐殺実行を防止する規律措置を講じる。
- (5) 犯罪が行われようとしているのを捜査する。

個人責任と上官の責任は異なるカテゴリーです。個人責任は個人が自ら行った犯罪について問われます。共同実行、教唆・煽動、計画、命令等も含まれます。

他方、上官の地位にただで責任を問われるわけではありません。上官として果たすべき義務を果たさなかったことが問われます。

それでは摂政裕仁はどうだったのでしょうか。部下が誤った情報に基づいて戒厳令を發布させ、虐殺を助長した疑いがあります。横浜で朝鮮人虐殺の調査報告が上がってきました。その時、裕仁は何をしたのでしょうか。犯罪の防止、捜査、処罰の義務を果たしたで

しょうか。

コリアン・ジェノサイド／裕仁最初の犯罪を問う（10）

関東大震災朝鮮人虐殺は国際法上のジェノサイドに当たります。ジェノサイドとは特定の集団の全部又は一部を破壊する意図をもって、その集団の構成員を殺害することです。軍隊・警察・民衆がデマを伝播して、朝鮮人が朝鮮人であるというだけで標的としました。その最高責任者は摂政裕仁です。

にもかかわらず、歴史研究者や法学研究者の誰一人として摂政裕仁の責任を論じません。101年に及ぶ見事なタブーです。

私は1999年からこのテーマを追及し始め、遅ればせながら昨年ようやく論文をまとめました。その論文をマスコミの記者や編集者たちに送りましたが、一切応答がありません。完璧な沈黙です。応答があったのは在日朝鮮人の歴史研究者です。

なぜ誰も裕仁の責任を論じないのでしょうか。私自身、なぜ1999年以前にこのテーマに気づけなかったのでしょうか。答えは明瞭です。天皇制イデオロギーに捕らわれているからです。

大日本帝国憲法では天皇は神聖不可侵の絶対君主でした。憲法は天皇が臣下に与えた命令ですから、天皇の責任を論じる余地がありません。

日本国憲法では象徴天皇制が採用され、天皇主権から国民主権に移行しました。憲法第99条は天皇・摂政の憲法尊重擁護義務を定めています。

しかし、憲法第1条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」としています。国民主権に基づく天皇制であり、すべての国民は天皇主義者であるという訳です。天皇制イデオロギーは日本国憲法に引き継がれました。

昭和から平成、そして令和へと時代を重ね、象徴天皇制がこの国と国民にしっかりと根付き、定着しました。

それでは「日本国民」とは誰でしょうか。憲法前文は「日本国民」から始まりますが、それが誰を指すのか不明です。憲法第10条は「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」としています。つまり、誰が国民であるかはまだ決まっていなかったのです。

大日本帝国臣民がそのまま日本国民になったのではありません。1945年12月の衆議院議員選挙法で、沖縄県民と旧植民地出身者を選挙権者から除外しました。そして1946年の日本国憲法を制定したのです。日本国憲法は沖縄差別と朝鮮人差別の見事な成果です。それで良しとした日本国民が、沖縄への米軍基地押し付けを反省するはずがありません。朝鮮人虐殺の最高責任者の責任を追及するはずがありません。摂政裕仁と日本国民の「野合」により関東ジェノサイドを隠蔽してきたのがこの国の歴史ではないでしょうか。

[完]